

春光台・鷹の巣地域 平成31年度活動計画

平成31年3月

春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会

1 春光台・鷹の巣地域のまちづくりの地域目標

**安心・安全・元気で仲よく暮らせるまちづくり
～ ふるさと愛を育む、地域の絆づくり ～**

2 解決すべき地域課題

■ 福祉、子育て、健康づくり、地域の支え合いの強化

- 老人クラブの活動の充実（高齢者の増加） (①)
- 地域で子どもを育む意識の向上 (②)

■ 教育、文化、スポーツ振興

- 子どもの生活習慣改善 (③)
- 不登校生徒への対応 (④)

■ 基本的な生活環境の確保、環境保全、事故・犯罪の防止、防災

- 避難行動要支援者の支援組織体制の整備 (⑤)

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化（世代間交流）

- サロン事業（集う場）による世代間交流が必要 (⑥)

3 平成 31 年度事業計画（包括型補助金モデル事業）

春光台・鷹の巣地域の課題解決に向けて、平成 31 年度に取り組む事業は、次のとおりとする。

【 事業計画 】

実施時期	事業名	実施団体	実施内容	事業費 (うち補助金)
4 月～3 月	「子ども居場所」事業	「子ども居場所」実行委員会	春光台公民館等で放課後の居場所の開設・運営 ※地域課題②④に対応	100 千円 (100 千円)
8 月下旬	高台通学合宿事業	高台通学合宿実行委員会	子供たちが親元を離れて通学する体験交流事業を実施 ※地域課題②③に対応	120 千円 (100 千円)
10 月下旬	多世代ふれあい交流会開催事業	多世代ふれあい交流会実行委員会	地域の活動発表等を通じた世代間交流会の開催 ※地域課題①⑤⑥に対応	200 千円 (200 千円)
	計 3 事業			420 千円 (400 千円)

※詳細は別紙のとおり。

【 包括型補助金モデル事業 】

各事業の実施に当たっては、平成 30 年度に引き続き、包括型補助金モデル事業を活用する。

なお、全体計画及び事業調整を担う組織として設置した、『春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会』において、各事業及び実施団体の連携を図り、地域住民や活動団体が一体となった地域づくりを推進する。

※地域づくりの推進に当たっては、行方不明者の早期発見等を通じて誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを目指し活動する「春光台 SOS 安心ネットワーク」との連携を引き続き進める。

「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見が反映された各種事業(以下「各種事業」という。)を総括・事業調整し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に対し柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 各種事業をまとめた地域の活動計画(以下「活動計画」という。)の作成
- (2) 活動計画に基づく、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (3) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会の所管区域において、市民委員会等の住民組織または活動団体の長及びその団体に所属している者
- (2) 活動計画に基づく、各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、

委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成30年2月23日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会 委員名簿

令和元年5月21日現在

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	竹 内 訓	たけうち さとし	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
監 事	菊 地 芙美恵	きくち ふみえ	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	赤 坂 治 美	あかさか はるみ	たかのす笑和会
委 員	荒 川 義 弘	あらかわ よしひろ	旭川市立高台小学校
委 員	池 田 隆 二	いけだ りゅうじ	鷹の巣福祉村地区交通安全協会
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	遠 藤 功	えんどう いさお	高台チャレンジクラブ
委 員	狩 野 昇	かりの のぼる	旭春寿会
委 員	杉 本 修	すぎもと おさむ	春光台地区交通安全協会
委 員	出 羽 栄 治	でわ えいじ	社会福祉法人北海道療育園
委 員	選任中		鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団

【事務局：春光台公民館】

上 原 主 美	藤 村 護	高 橋 修
---------	-------	-------

【 事業計画の詳細 】

① 「子ども居場所」 事業

② 高台通学合宿事業

③ 多世代ふれあい交流会開催事業

※ それぞれ，事業計画書・予算書，事業実施主体の会則・名簿を添付。

① 「子ども居場所」事業

事業計画書

事業名	「子ども居場所」事業
事業の目的・内容	1 事業の目的 子どもが地域とのつながりを持ち安心して暮らせるよう、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区に住む小学生及び中学生を対象に、放課後及び長期休暇期間中、学習と憩いの場所を提供し、勉学の支援と友人との交わりを図ることを目的に、「子ども居場所」を設置・運営する。 2 実施内容 次のとおり「子ども居場所」を設置・運営する。(平成29年度から継続して実施) (1) 対象学年 小学4年生～中学3年生 (2) 設置場所 春光台公民館 (3) 設置期間 4月～3月 週1回程度 3 事業実施主体 「子ども居場所」実行委員会
事業期間	平成31年4月中旬から平成32年3月31日まで

事業収支予算書

(収 入)

(単位:円)

区 分	金 額	内 容
補助金	100,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	100,000	

(支 出)

(単位:円)

区 分	金 額	内 容
報償費	54,000	指導ボランティア交通費(18名)×年間3,000円
消耗印刷費	26,000	用紙代, 印刷代 ほか
通信運搬費	20,000	切手・郵送費
計	100,000	

「子ども居場所」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「子ども居場所」実行委員会（以下「委員会」という）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目 的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という）を対象に、放課後及び長期休業期間中、学習と憩いの場を提供し、勉学の支援と友人との交わりを図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「子ども居場所」（以下「事業」という）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「子ども居場所」実施要領に基づくものとする。

- 2 「子ども居場所」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組 織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、子どもの扱いに慣れている者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役 員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

相談役2名、委員長1名、副委員長2名、監事2名。

(役員の職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 相談役は、委員会の事業等に関し、必要な助言をあたえる。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会 議)

第9条 会議開催は委員長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。

(2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。

(3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 小・中学生の本事業への参加は、無料とする。

2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。

2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。

3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

平成31年度「子ども居場所」実行委員会役員名簿

役 職	氏 名	郵便番号	住 所	電 話
相談役	本 多 勲	071-8142	春光台2条1丁目1-16	52-2662
相談役	横 山 孝	071-8141	春光台1条7丁目3-6	54-3697
委員長	竹 内 訓	071-8143	春光台3条2丁目10-10	51-5118
副委員長	坂 口 清 吉	071-8145	春光台5条3丁目11-21	52-6419
副委員長	菊 地 英美恵	071-8141	春光台1条4丁目2-16	53-9325
監 事	後 藤 隆 司	071-8143	春光台3条3丁目2-10	53-7872
監 事	古 川 利 郎	071-8143	春光台3条3丁目9-13	52-9620
委 員	秋 元 詠 子	071-8141	春光台1条4丁目4-16	52-8713
委 員	小 野 智 正	071-8142	春光台2条3丁目5-18	52-8496
委 員	後 藤 弘 侑	071-8142	春光台2条3丁目3-22	51-7643
委 員	佐 藤 久 孝	071-8144	春光台4条2丁目4-22	55-1740
委 員	其 田 良 雄	071-8142	春光台2条2丁目5-10	52-0932
委 員	高 橋 順 一	071-8141	春光台1条3丁目1-30	53-3394
委 員	津 村 幸 雄	071-8142	春光台2条1丁目4-23	52-2458
委 員	皆 川 吉 郎	071-8142	春光台2条3丁目4-25	53-8115
委 員	皆 川 忍み子	071-8142	春光台2条3丁目4-25	53-8115
委 員	本 山 満 雄	071-8143	春光台3条1丁目4-22	52-7612
委 員	棒 手 久美子	070-8141	春光台1条1丁目4-9	54-7184
事務局	上 原 主 美 藤 村 護 高 橋 修 棚 田 省 三 小 林 幹 雄 【春光台公民館】 旭川市春光台3条3丁目4-14 TEL/FAX 53-5620 E-mail : info@syunkodai.org			

② 高台通学合宿事業

事業計画書

事業名	高台通学合宿事業
事業の目的 ・ 内容	1 事業の目的 小学生の規則正しい生活習慣等の習得と、地域と学校の連携促進を図るため、地域の拠点である春光台公民館から高台小学校へ通学する「高台通学合宿」を地域住民・公民館・行政の連携により実施する。 また、親元を離れて集団生活や宿泊を行うことで、児童の自立性や協調性を高めるとともに、集団生活では地域住民が一緒になって活動を行うことで、地域全体で子供を育てる気運を高める。 2 実施内容 次のとおり、「高台通学合宿」を実施する。(平成26年度から継続して実施) (1) 実施日 平成31年8月下旬の2泊3日 (2) 対象 高台小学校 4～6年生の児童 20名 (3) 実施場所 春光台公民館 3 事業実施主体 高台通学合宿実行委員会
事業期間	平成31年6月1日から平成31年9月30日まで

事業収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	内容
参加料	20,000	@1,000円×20人
補助金	100,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	120,000	

(支出)

(単位：円)

区分	金額	内容
保険料	15,000	子供 @300円×20人=6,000円 大人 @300円×30人=9,000円
消耗印刷費	19,600	用紙, 割り箸, 紙コップ ほか
通信運搬費	15,000	通信用切手代
使用料及び 賃借料	70,400	(入浴料) 子供 @100円×20人×2日=4,000円 大人 @400円×8人×2日=6,400円 (寝具料) 子供 @2,000円×20人=40,000円 大人 @2,000円×10人=20,000円
計	120,000	

高台通学合宿実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、「高台通学合宿実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、春光台・鷹の巣福祉村地域の子供の生活習慣の定着及び保護者と地域住民全体で少年育成へ取り組む通学合宿事業を計画的に実践することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館の理事者又は同公民館に勤務している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(役員)

第 5 条 委員会に会長、副会長、監査各 1 名の役員を置く。

(役員の職務)

第 6 条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第 8 条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第 9 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(補足)

第 10 条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第 8 条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

平成31年度 高台通学合宿実行委員及び関係者名簿

実 行 委 員		氏 名	町 内 会
実行委員会 会 長		竹 内 訓	若 草
" 副会長		横 山 孝	鷹の巣
" 副会長		本 多 勲	千 草
" 監 査		小 原 陽 一	北 斗
委 員	春光台：育成部長	熊 本 孝 則	中 央
	副部長	菊 地 敏 雄	北 斗
	"	沖 村 直 樹	つどい
	"	廣 野 精 一	春の台
	" 事務局	上 森 茂	1・1
	"	飯 坂 英 彰	北 斗
	鷹の巣：育成部長	舟 根 利 行	鷹の台
	春光台：女性部長	秋 元 詠 子	東 栄
	副部長	佐久間 光 世	くるみ
	"	伊 藤 なを美	千代野
	"	松 森 美 代	北 斗
	"	日 向 峰 子	若 草
	運営理事会常任理事	菊 地 芙美恵	東 栄
	"	宮 島 紀 芳	鷹の巣東
	"	坂 口 清 吉	北 斗
	"	遠 藤 功	つどい
	"	伊 林 幸 夫	つどい
	運営理事会 監査	大 坪 信 夫	しらぎく
	運営理事会 理事	杉 本 修	千代野
	"	山 上 祐 子	北 斗
	まち協推進委員	上 森 仲 子	1・1
	協 力 者	品 田 登紀恵	
	"	大 沼 フ ミ	
	"	中 蘭 弘 子	
	"	大久保 義 隆	若 草

【事務局：春光台公民館】

上 原 主 美	藤 村 護	高 橋 修
棚 田 省 三	小 林 幹 雄	

【学生ボランティア】

教育大学旭川校 学生

③ 多世代ふれあい交流会開催事業

事業計画書

事業名	多世代ふれあい交流会開催事業
事業の目的・内容	1 事業の目的 世代間の交流を深め住民間の絆を育むとともに、地域の公共交通や防災を検討することを目的として、様々な世代、団体が参加するイベント「多世代ふれあい交流会」を開催する。 2 実施内容 次のとおり、「多世代ふれあい交流会」を開催する。 (1) 実施日 平成31年10月下旬 (2) 対象 老人クラブ、ふれあいサロン会員、サークル団体、小中学生など (3) 実施場所 春光台地区センター 3 事業実施主体 多世代ふれあい交流会実行委員会
事業期間	平成31年8月1日から平成31年11月30日まで

事業収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	内容
補助金	200,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	200,000	

(支出)

(単位：円)

区分	金額	内容
保険料	15,000	傷害及び賠償責任保険
消耗印刷費	40,000	炊き出し訓練消耗品、交流会開催用品、事務用品 ほか
燃料費	2,000	レンタルマイクロバス燃料
賄材料費	41,000	炊き出し訓練材料
通信運搬費	7,000	通信用切手代
使用料及び賃借料	95,000	会場使用料 22,000円 バス使用料(2台) 68,000円 臨時駐車場使用料 5,000円
計	200,000	

多世代ふれあい交流会実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「多世代ふれあい交流会実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣福祉村地域の多世代の交流等に取り組む事業を計画的に実践することにより、住民間の絆、支え合い及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 多世代がふれ合い、絆を育成する交流に関すること。
- (2) 避難所開設を想定した炊き出しの訓練に関すること。
- (3) 平常時及び避難時の高齢者等の移動、輸送に伴うバスの活用に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館及び旭川市春光台地区センターに所属している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(専門部)

第5条 第3条の事業を推進するため、本会に次の専門部を置く。

- (1) 事業部(総務、会場、進行、応対)
- (2) 支援部(輸送、調達、賄い、会計)

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

委員会に実行委員長1名、同代行1名、副委員長2名、会計2名、監査1名

(役員の職務)

第7条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 実行委員長代行は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は第5条の専門部を統括する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年1月27日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

平成31年度「多世代ふれあい交流会」実行委員名簿一覧

実行委員長 竹内 訓 実行委員長代行 横山 孝 本多 勲 副委員長（支援部長） 樋口 信一（輸送，調達，賄い，会計） 副委員長（事業部長） 伊林 幸夫（総務，会場，交通，進行，応対） 監査 小原 陽一 大坪 信夫			
事業部	総務	◎上原 主美	上森 茂
	会場 (屋内)	◎菊地 芙美恵	秋元 詠子 多田 利明 高橋 龍治 長屋 博己 篠崎 孝志 中野渡 孝 小林 克聡 前田 美紀子 梅村 明美 小西 義信 大泉 雅仁
	会場 (屋外)	◎杉本 修	山崎 晃 菅 敏行 笹木 繁宏 堂向 龍一 宮崎 哲佳 川上 昭雄 今野 庄一 千葉 茂宏 進藤 博之 河端 裕一
	進行	◎池田 隆二	佐藤佐登美 三好 松子 上野 孝治
	渉外	◎藤村 護	遠藤 功 山上 祐子 赤坂 治美 狩野 昇 越田 芳則 谷山ユキ子 前田 勲
支援部	輸送	◎水野 浩	片野 良則 坂口 敦 尾藤 寿 三好 暢光 第27消防分団員 (木下 義光，川村 菊夫，松隈 博，大塚 俊光，武田 光弘， 水林 睦，大野 友義)
	調達	◎山口 秀樹	西 雅美
	食事	◎上森 伸子	本多 諦子 宮島 民子 長島 保子 中川原 香代子 中野渡 幸子 川向 君子 角谷 真佐子
	会計	◎高橋 修	坂口 清吉